

參 考 資 料

平成 29 年 9 月

市 議 會 定 例 會

目 次

内 容		頁
認定第1号関係	平成28年度寝屋川市一般会計歳入歳出決算認定	1
認定第2号関係	平成28年度寝屋川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定	1
認定第3号関係	平成28年度寝屋川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定	1
認定第4号関係	平成28年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	1
認定第5号関係	平成28年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定	1
認定第6号関係	平成28年度寝屋川市水道事業会計決算認定	2
認定第7号関係	平成28年度寝屋川市下水道事業会計決算認定	3
報告第9号関係	平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告	4
議案第66号関係	寝屋川市基金条例の一部改正	8
議案第67号関係	寝屋川市税条例の一部改正	10
議案第68号関係	寝屋川市手数料条例の一部改正	22
議案第69号関係	寝屋川市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正等	25
議案第70号関係	寝屋川市立斎場条例の一部改正	52

内 容		頁
議案第 71 号関係	寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定	55
議案第 72 号関係	寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例の制定	57
議案第 77 号関係	財産の取得（災害時用備蓄品）	59
議案第 78 号関係	平成 28 年度寝屋川市水道事業利益剰余金の処分	61
議案第 79 号関係	平成 28 年度寝屋川市下水道事業利益剰余金の処分	62

(認定第 1 号～認定第 5 号関係)

平成28年度 寝屋川市会計別決算状況

(単位:千円)

会 計 区 分	歳 入 総 額	歳 出 総 額	歳 入 歳 出 領	翌 年 度 越 財 べ す 源	実 質 収 支 領	前 年 度 収 支 領	单 収 支 領
一 般 会 計	88,140,414	86,596,193	1,544,221	6,691	1,537,530	1,412,521	125,009
國 民 健 康 保 险 特 別 会 計	33,351,049	32,529,682	821,367		821,367	192,985	628,382
介 護 保 险 特 別 会 計	18,877,300	18,372,041	505,259		505,259	294,855	210,404
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	3,072,916	2,921,466	151,450		151,450	144,355	7,095
公 共 用 地 先 行 取 得 事 業 計	121,368	121,368	0		0	0	0
合 計	143,563,047	140,540,750	3,022,297	6,691	3,015,606	2,044,716	970,890

平成28年度 寝屋川市水道事業会計決算状況

(1) 収益的収入及び支出

(単位：千円)

年 度	項 目	事業収益 A	事業費 B	差引 A-B	税 拠 処 理 に よ る 増 減 額	純 利 益	利 益 剰 余 金
平成28年度		4,243,427	4,029,255	214,172	△ 45,410	168,762	4,480,716

(注) 事業収益、事業費は消費税及び地方消費税を含む。

(2) 資本的収入及び支出

(単位：千円)

年 度	項 目	資本的収入 A	資本的支出 B	差引 A-B
平成28年度		450,566	1,159,425	△ 708,859

(注) 資本的収入、資本的支出は消費税及び地方消費税を含む。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 708,859千円は、建設改良積立金 100,000千円、消費税及び地方消費税資本的收支調整額 45,410千円、損益勘定留保資金 563,449千円で補てんした。

平成28年度 寝屋川市下水道事業会計決算状況

(1) 収益的収入及び支出

年 度	項 目	下水道事業収益 A	下水道事業費 B	差引 A-B	税抜処理に よる増額	純 利 益	利益剰余金
平成28年度		6,093,029	5,723,631	369,398	△ 96	369,302	658,897

(注) 下水道事業収益、下水道事業費は消費税及び地方消費税を含む。

(2) 資本的収入及び支出

年 度	項 目	資本的収入 A	資本的支出 B	差引 A-B
平成28年度		3,059,861	4,952,737	△ 1,892,876

(注) 資本的収入、資本的支出は消費税及び地方消費税を含む。

補てんした。

資本的収入が資本的支出に對し不足する額 2,296,876千円
(内繰越財源 404,000千円は除く。)は、消費税及び地方消費税
資本的收支調整額 96千円、損益勘定留保資金 2,296,780千円で

健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

[実質赤字比率とは、一般会計等（いわゆる普通会計）の
実質収支の標準財政規模に対する比率。]

会 計 名		(単位：千円、%)
会一 計一般 等	一 般 会 計	1,537,530
	公共用地先行取得事業特別会計	0
	計	1,537,530
標 準 財 政 規 模		45,413,943
実 質 赤 字 比 率		— (△3.38)

※1 実質赤字比率については、実質赤字額がないため「—」と表示。

(2) 連結実質赤字比率

[連結実質赤字比率とは、全会計の実質収支額（企業会計
は資金不足額）の標準財政規模に対する比率。]

会 計 名		(単位：千円、%)
会一 計一般 等	一 般 会 計	1,537,530
	公共用地先行取得事業特別会計	0
外一 般 の 特 別 會 計 等	國 民 健 康 保 險 特 別 會 計	821,367
介 護 保 險 特 別 會 計		505,259
業 公 嘗 企 會 計	後 期 高 齡 者 医 療 特 別 會 計	151,450
水 道 事 業 會 計		5,743,347
下 水 道 事 業 會 計		782,724
	計	9,541,677
標 準 財 政 規 模		45,413,943
連 結 実 質 赤 字 比 率		— (△21.01)

※2 連結実質赤字比率については、全会計の連結実質赤字額
がなかったため「—」と表示。

(3) 実質公債費比率

〔実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び公営企業会計並びに一部事務組合等の準元利償還金の標準財政規模に対する比率。〕

				(単位：千円、%)
	①	②	③	
	公債費に充当した一般財源 (一借利子含む) ※3	標準財政規模 〔一般会計等及び公営企業会計 並びに一部事務組合等〕	地方債の償還に対する割合 〔一般会計等及び公営企業会計 並びに一部事務組合等〕	実質公債費比率 (单年度) $\frac{\text{①}-\text{③}}{\text{②}-\text{③}} \times 100$ 実質公債費比率 (3か年平均)
平成26年度	6,331,249	44,807,687	5,722,361	1.55784
平成27年度	5,788,009	45,162,644	5,466,638	0.80958
平成28年度	7,145,819	45,413,943	5,573,009	3.94772

※3 繰上償還、満期一括償還等に係る公債費は除く。

(4) 將來負擔比率

[将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。]

將來負擔額

地 方 債 現 在 高	債務負担行為に基づく支出予定額	公嘗企業会計及び一部事務組合等の公債額に對する一般会計額の負担見込額	退 職 担 見 手 述				設 設 法 人 の 等 領 (損失補償債務等)	連 結 實 質 赤 字 額	將來負擔額 合 ①
			負	當	債	立			
60,787,526	0	18,251,115		8,332,137			1,298	0	87,372,076

等財源可能當充

(单位：千円)

充當可能基金 充當可能財源 (都市計畫稅等)	基準財政需要額 基準收入見述	充當可能財源等 計 ②
12,645,681	19,936,662	74,208,394

(单位：千円)

標準財政規準	将来負担比率 (%)	—
地方債の償還に対し て平成28年度に交付 された基準財 政算入需要 ④ ③	$\frac{\text{①} - \text{②}}{\text{③} - \text{④}} \times 100$	—

将来負担比率については、充当可能な財源等が将来負担額を上回るため「—」と表示。
(△48.7)

2 資金不足比率

[資金不足比率とは、公営企業会計の資金の不足額の事業規模に対する比率。]

(1) 水道事業会計

① 流動負債	② 流動負債額	③ 流動資産	④ 流動資産額	⑤ 貸倒引当金	⑥ 解消可能資金不足額	⑦ (①-②)-(③-④)-(⑤)-⑥ =⑦	⑧ 事業規模 (⑦/⑧)×100	⑨ 資金不足比率 (%)
1,133,280	502,369	6,389,226	19,790	4,822	0	△ 5,743,347	3,762,422	— (△152.6)

(2) 下水道事業会計

① 流動負債	② 流動負債額	③ 流動資産	④ 流動資産額	⑤ 貸倒引当金	⑥ 解消可能資金不足額	⑦ (①-②)-(③-④)-(⑤)-⑥ =⑦	⑧ 事業規模 (⑦/⑧)×100	⑨ 資金不足比率 (%)
5,187,656	4,578,481	1,786,679	404,000	9,220	0	△ 782,724	4,814,271	— (△16.2)

※1 資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示。

寝屋川市基金条例の一部改正

1 改正理由

寝屋川市国民健康保険財政運営安定化基金を設置するため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 基金の設置（別表関係）

寝屋川市国民健康保険財政運営安定化基金を「国民健康保険の財政の安定化を図り、その健全な運営に資する」ことを目的として、設置する。

(2) 附則

施行期日 公布の日

対屋川市基金条例

No.1

改 正 案		現 行	
別表（第1条、第6条関係）		別表（第1条、第6条関係）	
基金の名称	設置の目的	基金の名称	設置の目的
(1)～(16) (略)	(略)	(1)～(16) (略)	(略)
(17) 対屋川市国民健康保険 財政運営安定化基金	国民健康保険の財政の安定化を図り、その健全な運営に資するため		
附 則	この条例は、公布の日から施行する。		

寝屋川市税条例の一部改正

1 改正理由

地方税法の改正により、固定資産税等の特例措置及び軽自動車税の特例措置の見直し等が行われたことに伴い、所要の規定の整備を行うため、本条例の一部を改正する。

2 主な改正内容

(1) 地方税法の定義規定の改正に伴う整理（第 19 条、附則第 6 条関係）

現行の「控除対象配偶者」の定義を改めること等とされたことに伴い、所要の整理を行う。

(2) 固定資産税等の課税標準の特例（第 69 条の 2、附則第 14 条関係）

次に掲げる固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について定める。

ア 児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業(利用定員 5 人以下であるもの)の認可を得た者が、直接当該事業の用に供する一定の家屋及び償却資産

イ 所定の期間に政府の「企業主導型保育事業の運営費に係る補助」を受けた者が、当該政府の補助に係るもの用に供する一定の固定資産

ウ 都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が、所定の期間に同法に規定する認定計画に基づき設置する一定の市民緑地の用に供する土地

(3) 軽自動車税の税率の特例（附則第 37 条の 2 関係）

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい 3 輪以上の軽自動車の税率を軽減する特例措置について、適用期限を 2 年（平成 31 年 3 月 31 日まで）延長する。

(4) 軽自動車税の賦課徴収の特例（附則第 38 条関係）

減税対象者に係る軽自動車税について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土

交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定を適用すること等の措置を講ずる。

(5) 附則

ア 施行期日

公布の日。ただし、(1)は平成31年1月1日、(5)ウは平成31年10月1日

イ 経過措置

(1)に係る改正後の規定は平成31年度以後の年度分の個人の市民税について、(2)アに係る改正後の規定は平成30年度以後の年度分の固定資産税について、改正後の軽自動車税に関する部分は平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用することとするほか、必要な経過措置を定める。

ウ 寝屋川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正（附則第5条）

軽自動車税の種別割に関する規定の整理を行う。

エ 寝屋川市税条例の一部を改正する条例の一部改正（附則第6条）

軽自動車税の税率及び賦課徴収の特例に関する規定の整理を行う。

復屋川市税条例

改 正 案	現 行	No.1
(個人の均等割の税率の軽減) 第 19 条 次の各号に掲げる者のいづれかに該当する納稅義務者に対して課する均等割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。 (1) 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族 500 円 (2) (略)	(個人の均等割の税率の軽減) 第 19 条 次の各号に掲げる者に對して課する均等割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。 (1) 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族 500 円 (2) (略)	
(固定資産税の課税標準) 第 69 条 (略)	(固定資産税の課税標準) 第 69 条 (略)	
(法第 349 条の 3 第 28 項等の条例で定める割合) 第 69 条の 2 法第 349 条の 3 第 28 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 2 法第 349 条の 3 第 29 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 3 法第 349 条の 3 第 30 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。	(法第 349 条の 3 第 28 項等の条例で定める割合) 第 69 条の 2 法第 349 条の 3 第 28 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 2 法第 349 条の 3 第 29 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。	

附 則

(個人の市民税の所得割の範囲等)

第 6 条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者の中、その前年の所得について第 20 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000

附 則

(個人の市民税の非課税の範囲等)

第 6 条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その前年の所得について第 20 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000

改正案	現行
円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額)以下である者に対しては、第14条第1項の規定にかかるず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。 2・3(略)	円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額)以下である者に対しては、第14条第1項の規定にかかるず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。 2・3(略)
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第14条(略) 2~16(略)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第14条(略) 2~16(略)
17 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2 分の1とする。	17(略) (読替規定) 第32条(略)
18 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3 分の2とする。	19(略) (読替規定) 第32条(略)
2 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、 第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、 第44項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の 3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第133 条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項 又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。 (軽自動車税の税率の特例)	2 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、 第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、 第44項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の 42項、第27項、第31項、第35項、第42項、 第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第133 条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項 又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。 (軽自動車税の税率の特例)

改正案	現行
第37条の2 (略)	第37条の2 (略)
2 (略)	2 (略)
3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条(第5項を除く。)において同じ。)に対する第95条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項第95条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
第95条第2号ア 3,900円~5,000円 (略)	第95条第2号ア 3,900円~5,000円 (略)
4 (略)	4 (略)
5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第95条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	5 法附則第30条第6項第1号の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第95条の規定の適用については、当該	6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第95条の規定の適用については、当該

改正案	現行
<p>軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第95条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</p> <p>第38条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に關し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)</p>	<p>第38条 削除</p>

改正案

現行

に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第 96 条第 2 項の納期限（納定期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第 98 条及び第 99 条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第 2 項の規定の適用がある場合における第 11 条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納定期限（附則第 38 条第 2 項の規定の適用がないものとした場合の当該 3 輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。

附則

改正案	現行
<p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第19条第1号の改正規定及び附則第6条第1項の改正規定並びに次条の規定 平成31年1月1日</p> <p>(2) 附則第5条の規定 平成31年10月1日 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 この条例による改正後の寝屋川市税条例（以下「新条例」という。）第19条第1号及び附則第6条第1項の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>(固定資産税に関する経過措置)</p> <p>第3条 新条例第69条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを寝屋川</p>	

改正案	現行
<p>市税条例第 96 条第 2 項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 13 条第 1 項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号）附則第 18 条第 2 項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（寝屋川市税条例第 98 条及び第 99 条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。</p> <p>（寝屋川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）</p> <p>第 5 条 寝屋川市税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年寝屋川市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第 6 条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第 95 条及び新条例附則第 37 条の 2」を「寝屋川市税条例第 95 条及び附則第 37 条の 7」に改め、「左欄に掲げ</p>	

改正案	現行
「同条例の」を加え、同條の表を次のように改める。	
第 95 条第 2 号ア 第 1 項	3,900 円 6,900 円 10,800 円 3,800 円 5,000 円
附則第 37 条の 7	3,100 円 5,500 円 7,200 円 3,000 円 4,000 円
附則第 37 条の 7 第 1 項	寝屋川市税条例等 の一部を改正する 条例(平成 26 年寝 屋川市条例第 10 号。以下この条に おいて「平成 26 年改正条例」とい う。)附則第 6 条の 規定により読み替 えて適用される第 95 条
附則第 37 条の 7 第 1 項の表第 2 号 アの項	平成 26 年改正条 例附則第 6 条の規 定により読み替え て適用される第 95 条第 2 号ア

改 正 案	現 行
3,900 円	3,100 円
6,900 円	5,500 円
10,800 円	7,200 円
3,800 円	3,000 円
5,000 円	4,000 円

改正案	現行
<p>第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第95条第2号アの項中「第95条第2号ア」を「第2号ア」に改める。</p> <p>第2条中寝屋川市税条例附則第37条の次に5条を加える改正規定の次のように加える。</p> <p>附則第38条を次のように改める。</p> <p>第38条 削除</p> <p>附則第1条第1号中「改正規定」の次に「並びに次条」を加え、同条第2号中「次条、」を削る。</p> <p>附則第2条を次のように改める。</p> <p>(寝屋川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>第2条 寝屋川市税条例等の一部を改正する条例（平成26年寝屋川市条例第10号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第6条の表新条例附則第37条の2第1項の表第95条第2号アの項の左欄及び中欄中「第95条第2号ア」を「第2号ア」に改める。</p>	

寝屋川市手数料条例の一部改正

1 改正理由

介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業に係る「介護予防・生活支援サービス事業者の指定等」の申請に対する審査に係る手数料について定めるため、本条例の一部を改正する。

2 主な改正内容

(1) 介護保険法に基づく事務に係る手数料の徴収（第9条の2関係）

「介護予防・生活支援サービス事業者の指定及びその更新」の申請に対する審査の手数料を定める。

(2) 附則

ア 施行期日 平成30年4月1日

イ 経過措置

改正後の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る事務について適用する。

対応手数料条例

No 1

改 正 案	現 行
<p>(介護保険法に基づく事務に係る手数料の徴収)</p> <p>第9条の2 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく事務のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を、申請者から徴収する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 介護保険法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の申請(対象区域外に所在する事業所に係る指定の申請である場合を除く。)に対する審査 1件につき30,000円</p> <p>(4) 介護保険法第115条の45の6第1項の規定による指定事業者の指定の更新の申請(対象区域外に所在する事業所に係る指定の更新の申請である場合を除く。)に対する審査 1件につき10,000円</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における手数料の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 前項第1号及び第13号に規定する指定の申請を同時に行う場合 35,000円</p> <p>(8) 前項第2号及び第14号に規定する指定の更新の申請を同時に行う場合 10,000円</p> <p>(9) 前項第3号及び第13号に規定する指定の申請を同時に行う場合 35,000円</p>	<p>(介護保険法に基づく事務に係る手数料の徴収)</p> <p>第9条の2 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく事務のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を、申請者から徴収する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における手数料の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>

改正案	現行
<p>(1) 前項第4号及び第14号に規定する指定の更新の申請を 同時に行う場合 10,000円</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の東屋川市手数料条例第9条の2 の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る事務について 適用し、同日前の申請に係る事務については、なお従前の 例による。</p>	

寝屋川市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正等

1 改正等理由

福祉医療費助成制度に関する大阪府の制度改革を勘案し、次のとおり各医療費助成制度の見直しを行うため、『寝屋川市身体障害者及び知的障害者医療費の助成に関する条例』の一部を改正する等を行う。

- ① 『老人医療費の助成』を廃止する。
- ② 『身体障害者及び知的障害者医療費の助成』を『重度障害者医療費の助成』に改め、
 - 65歳以上の者も対象者とする。
 - 「精神障害者保健福祉手帳又は難病に係る医療受給者証」を所持する重度障害者を対象者に追加する。
- ③ 『ひとり親家庭医療費の助成』について、
 - 65歳以上の者も対象者とする。

2 主な改正等内容

- (1) 寝屋川市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正 [第1条]

ア 題名

題名を『寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例』に改める。

イ 対象者 (第2条関係)

- (ア) 対象者の前提となる者に、「高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者」を追加する。
- (イ) 対象者となる要件に、「精神障害者保健福祉手帳を所持する、障害等級が1級である精神障害者」及び「所定の医療受給者証を所持する、国民年金(障害基礎年金)の支給に係る障害等級が1級である等の難病患者」を

追加する。

- (ウ) 重度障害者医療費の助成は、「ひとり親家庭医療費の助成」又は「子ども医療費の助成」に係る医療証の交付を受けている者には行わない。

また、『寝屋川市老人医療費の助成に関する条例』の廃止に伴い、「老人医療費の助成を受けることができる者を対象者から除外する規定」を削る。

ウ 助成の範囲（第3条関係）

重度障害者医療費の助成の範囲に関し、『高齢者の医療の確保に関する法律』による所定の保険給付も対象とするとともに、助成に係る保険給付の種類について、「訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費の支給」を追加し、「精神病床への入院に係る給付」を除く。

エ 助成の適用（第4条関係）

重度障害者医療費の助成は、「助成の申請があった日の属する月の初日」又は「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付日等」のいずれか遅い日から行う。

オ その他

「助成の申請の審査を行うため必要がある場合における事実の調査」、「助成に当たり必要がある場合における報告等の求め」などについて定めるとともに、所要の規定の整備を行う。

(2) 寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正〔第2条〕

ア 対象者（第2条関係）

ひとり親家庭医療費の助成は、「重度障害者医療費の助成」又は「子ども医療費の助成」に係る医療証の交付を受けている者には行わない。

また、『寝屋川市老人医療費の助成に関する条例』の廃止に伴い、「老人医療費の助成を受けることができる者を対象者から除外する規定」を削る。

イ 医療費の助成（第3条関係）

ひとり親家庭医療費の助成の範囲に関し、『高齢者の医療の確保に関する法律』による所定の保険給付も対象とするとともに、助成に係る保険給付の種類について、「訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費の支給」を追加

し、「精神病床への入院に係る給付」を除く。

ウ その他

「助成の申請の審査を行うため必要がある場合における事実の調査」、
「助成に当たり必要がある場合における報告等の求め」などについて定め
るとともに、所要の規定の整備を行う。

(3) 寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正〔第3条〕

ア 助成の範囲（第4条関係）

子ども医療費の助成の範囲に関し、助成に係る保険給付の種類について、
「訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費の支給」を追加し、「精神病床へ
の入院に係る給付」を除く。

また、「重度障害者医療費の助成」又は「ひとり親家庭医療費の助成」に
係る医療証の交付を受けている子どもを監護する対象者については、食事
療養に係る標準負担額に限り助成を行う。

イ その他

「助成の申請の審査を行うため必要がある場合における事実の調査」、
「助成に当たり必要がある場合における報告等の求め」などについて定め
るとともに、所要の規定の整備を行う。

(4) 寝屋川市老人医療費の助成に関する条例の廃止〔第4条〕

『寝屋川市老人医療費の助成に関する条例』を廃止する。

(5) 附則

ア 施行期日 平成30年4月1日（一部を除く。）

イ (1) (寝屋川市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)、
(2) (寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正) 及び
(3) (寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正) に伴う経過措置

(ア) 改正後の条例の規定は、施行日以後に行われた保険給付に係る医療費
の助成について適用し、施行日前に行われた保険給付に係る医療費の助
成については、なお従前の例による。

(イ) この条例の施行の際現に改正前の条例による医療証の交付を受けて
いる者等であって、施行日以後において引き続き改正後の条例による医

療証の交付を受けたものに関しては、平成33年3月31日までの間は、精神病床への入院に係る給付についても医療費の助成を行う。

ウ (4)(寝屋川市老人医療費の助成に関する条例の廃止)に伴う経過措置

施行日の前日において、廃止前の条例による医療証の交付を受けていた者等については、改正後の重度障害者医療費の助成又はひとり親家庭医療費の助成に係る医療証の交付を受けた場合を除き、廃止前の条例の規定は、平成33年3月31日までの間に限り、なおその効力を有する。

エ 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正

(1)(寝屋川市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)及び(4)(寝屋川市老人医療費の助成に関する条例の廃止)に伴う個人番号の独自利用に関する規定の整理を行う。

対象川市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正等

No.1

1 対象川市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>（目的） 第1条 この条例は、重度障害者に対する医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、もつて重度障害者を図ることを目的とする。</p> <p>（対象者） 第2条 この条例による医療費の助成を受けることができる者は（以下「対象者」という。）は、対象川市の区域内に住所を有する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）の規定による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）を所持する</p>	<p>（目的） 第1条 この条例は、身体障害者及び知的障害者に対する医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、もつて身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例</p> <p>（対象者） 第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は（以下「対象者」という。）は、対象川市の区域内に住所を有する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）を所持する</p>

改正案	現行
<p>者のうち、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級の1級に該当するもの</p> <p>(5) 複病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証又は大阪府特定疾患に係る医療費の援助に関する規則（平成12年大阪府規則第147号）第7条第2項に規定する医療受給者証（以下これらを「医療受給者証」という。）を所持する者のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア その障害の程度が国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級第9号に該当する者</p> <p>1 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2条第1項に規定する障害児であつて、その障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3に定める1級第9号に該当するもの</p> <p>2 大阪府の他の市町村の区域内に所在する、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する障害児入所施設に入所をすることにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者であつて、当</p>	

改正案

現行

該施設に入所をした際寝屋川市の区域内に住所を有していると認められるもの（国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者（国民健康保険組合に加入している者を除く。）については、前項に規定する寝屋川市の区域内に住所を有する者とみなす。）

対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、前項の規定による医療費の助成は行わない。

(1) (略)

(2) 児童福祉法

に基づく措置による医療費の支給を受けている者

(3) 前2号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主又は組合員であつた者を含む。）、高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。）以下これらを「対象者等」という。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

(4) 寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年寝屋川市条例第21号）による医療証の交付を受けている者、寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例（平成

2 対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかるわらず、この条例による助成は行わない。

(1) (略)

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく措置による医療費の支給を受けている者

(3) 前2号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主又は組合員であつた者を含む。）又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者であつた者

（以下これらを「対象者等」という。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

(4) 寝屋川市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年寝屋川市条例第37号）による老人医療費の支給を受けることができる者

改正案	現行
成5年対屋川市条例第1号)による医療証の交付を受けている者又は対屋川市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例(平成29年対屋川市条例第1号)附則第7条第1項の規定によりなぞその効力を有するものとされる同条例第4条の規定による廢止前の対屋川市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年対屋川市条例第37号)による医療証の交付を受けている者	(5) 対屋川市の区域内に所在する、前項の障害者支援施設又は障害児入所施設に入所をすることにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者であつて、当該施設に入所をした際大阪府の他の市町村の区域内に住所を有していると認められるもの(国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者(国民健康保険組合に加入している者を除く。)に限る。)
	(所得制限) 第2条の2 前条の規定にかかわらず、前年の所得(各年の1月から6月までの間に新たにこの条例の適用を受けようとする者には、前々年の所得)が規則に定める額を超える者は、対象者としない。
	2 (略) (助成の範囲) 第3条 対屋川市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健

改正案	現行
<p>康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費について保険給付（食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。）が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいいずれかに該当する場合は、その限度において、この条例による医療費の助成を行わない。</p> <p>(1) 対象者の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができるとき。</p> <p>(2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者等が支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもつて給付が行われるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるときのほか、市長が不適当と認める事が生じたとき。</p> <p><u>(助成の適用)</u></p> <p><u>第4条</u> この条例による医療費の助成は、次条の規定による申</p>	<p>康保険法又は 法の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）及び家族療養費について保険給付が行われた場合（食事の提供たる療養に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいいずれかに該当する場合は、その給付を受ける額の限度において、助成を行わない。</p> <p>(1) 対象者の疾病又は負傷について、<u>国又は地方公共団体の負担による療養に関する給付が行われる</u>とき。</p> <p>(2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者等が支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもつて給付が行われるとき。</p> <p><u>(助成の適用)</u></p> <p><u>第4条</u> 前条の規定による医療費の助成は、次条の申請があつ</p>

改正案	現行
請があつた日の属する月の初日又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日のいづれか遅い日から行う。	た日から適用する。
(1) 身体障害者手帳を所持する者	身体障害者手帳の交付
日	
(2) 知的障害の程度を判定された者	大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）第7条第2項に規定する療育手帳又は知的障害者福祉法施行令（昭和35年政令第103号）第1条に規定する判定書の判定日
(3) 精神障害者保健福祉手帳を所持する者	精神障害者保健福祉手帳の交付日
(4) 医療受給者証を所持する者	医療受給者証の認定日又は交付日
	(医療証の交付)
	第6条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、対象者に該当するかどうかを審査し、対象者に該当することを確認したときは、医療証を交付するものとする。
	(医療証の提示)
	第7条 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、次条第1項本文の規定の適用を受けようとするときは、大阪府の区域内に所在する健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）に医療証を提示しなければならない。

改正案

現行

ばならない。

(助成の方法)

第8条 この条例による医療費の助成は、助成額に相当する金額を市長が医療機関等に支払うことによつて行う。ただし、第5条の規定による申請があつた日から医療証の交付のあつた日の前日までの間に療養を受けたとき、又は市長が特別の理由があると認めるとときは、対象者等に支払うことにより行うことができる。

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、受給者が疾病又は負傷に關し損害賠償を受けたときは、その額の限度において、第3条の規定により助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(届出義務)

第10条 受給者は、住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。
2 受給者 が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(譲渡等の禁止)

(助成の方法)

第8条 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市長が契約医療機関に支払うことによつて行う。ただし、第5条の規定があつた日から医療証の交付のあつた日の前日までの間に療養を受けたとき、又は市長が特別の理由があると認めるとときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、対象者が疾病又は負傷に關し損害賠償を受けたときは、その額の限度において、第3条の規定により助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(届出義務)

第10条 医療証の交付を受けた者は、住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があつたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
2 医療証の交付を受けた者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者は、速やかに規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

(譲渡等の禁止)

改正案	現行
<p>第11条 この条例による医療費の助成を受ける権利は譲渡し、又は担保に供することができない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(不正利得の返還等)</p> <p>第12条 市長は、次のいずれかに該当する者があるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還又は支払を請求することができます。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により助成を受けた者</p> <p>(2) 前条の規定に違反した者</p> <p>(3) この条例による医療費の助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した者</p>	<p>第11条 この条例による助成_____を受ける権利は譲渡し、又は担保に供することができない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(不正利得の返還等)</p> <p>第12条 市長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者又は前条の規定に違反した者があるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還又は支払を請求することができます。</p>
<p>(事実の調査)</p> <p>第13条 市長は、第5条の規定による申請の審査を行うため必要があるときは、当該申請をした者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。</p> <p>(報告等)</p> <p>第14条 市長は、この条例による医療費の助成に当たり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は受給者その他の関係者に対し、質問をし、若しくは診断書の提</p>	

改 正 案	現 行
(助成の制限) 第 15 条 市長は、受給者が正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。 (委任) 第 16 条 (略)	
(目的) 第 1 条 この条例は、ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、その健康の保持、生活の安定及び児童の健全な育成に寄与し、もつてひとり親家庭の福祉の増進を図ることを目的とする。	
(趣旨) 第 1 条 この条例は、ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と健全な育成を図るために必要な事項を定めるものとする。	
(用語の定義) 第 1 条の 2 (略) 2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父(母が児童を懷胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)又は母がその児童を監護する家庭をいう。ただし、その児童に父又は母に係る配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある	

改 正 案	現 行
<p>者を含み、規則で定める程度の障害の状態にある場合を除く。)があり、これらの者に養育(その児童の生計を維持し、又は同一にすることをいう。)されているときを除く。</p> <p>(1) 父母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。_____)を解消した児童</p> <p>(2)~(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第 2 条 この条例による医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、寝屋川市の区域内に居住地を有する者であつて、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)の規定による被保険者、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の規定による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)の規定による被保険者(日雇特別被保険者を含む。以下同じ。)、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>者を含み、規則で定める程度の障害の状態にある場合を除く。)があり、これらの者に養育(その児童の生計を維持し、又は同一にすることをいう。)されているときを除く。</p> <p>(1) 父母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)を解消した児童</p> <p>(2)~(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第 2 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、寝屋川市の区域内に居住地を有する者の中</p> <p>、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 寝屋川市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に</p>

改正案	現行
	関する条例（昭和48年復屋川市条例第44号）の規定により医療費の助成を受けることができる者
	(3) <u>復屋川市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年復屋川市条例第37号）の規定により医療費の助成を受けることができる者</u>
	(4) (略)
(2) (略)	(3) 前2号に掲げるもののほか、国が実施する医療公費負担制度に基づき、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主若しくは組合員であつた者を含む。）、高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。）（以下これらを「対象者等」という。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者
	(4) <u>復屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年復屋川市条例第44号）による医療証の交付を受けている者又は復屋川市子ども医療費の助成に関する条例（平成5年復屋川市条例第1号）による医療証の交付を受けている者</u>
	(所得制限) 第2条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者としない。

改正案	現行
<p>(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年の所得（各年の1月から6月までに新たにこの条例の適用を受けるとする者には、前々年の所得。以下同じ。）が、当該ひとり親等に係る次に掲げる者の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。</p> <p>アヘウ（略）</p> <p>(2) ひとり親等に係る次に掲げる者の前年の所得が、前号ア及びイに掲げる者の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。</p> <p>ア 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>イ（略）</p> <p>2～4（略）</p>	<p>(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年の所得（1月から6月までに新たにこの条例の適用を受けるとする者には、前々年の所得。以下同じ。）が、当該ひとり親等に係る次に掲げる者の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。</p> <p>アヘウ（略）</p> <p>(2) ひとり親等に係る次に掲げる者の前年の所得が、前号ア及びイに掲げる者の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。</p> <p>ア 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。）</p> <p>イ（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>(医療費の助成)</p>
<p>(1) 第3条 寝屋川市は、対象者の疾病又は負傷について、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額（以下この項目により算定される額を「助成額」という。）を助成する。</p> <p>(1) 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法</p> <p>の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費について保険給付（食事療養若しくは生活療養に</p>	<p>第3条 寝屋川市は、対象者の疾病又は負傷について、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額（以下この項目により算定される額を「助成額」という。）を助成する。</p> <p>(1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）及び家族療養費について保険給付が行わ</p>

改 正 案	現 行
係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。)が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、対象者等	<p>れた場合（食事の提供たる療養に係る給付を除く。）</p> <p>における療養に要する費用の額のうち、対象者、 国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主又は組合員であつた者を含む。）又は社会保険各法による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。）</p> <p>が負担すべき額</p> <p>(2) (略)</p>
	<p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいいずれかに該当する場合は、その給付を受ける額の限度において、助成 _____を行わない。</p> <p>(1) 対象者の疾病又は負傷について、<u>国又は地方公共団体の負担による療養に関する給付が行われる</u>とき。</p> <p>(2) (略)</p>
	<p>3 この条例による医療費の助成は、助成額に相当する金額を、市長が健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）に支払うことによつて行う。ただし、次</p> <p>第1項の規定による申請のあつた日から医療証の交付の</p> <p>3 寝屋川市は、対象者が、寝屋川市と契約を締結した病院、診療所又は薬局（以下「契約医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、ひとり親家庭医療費として当該医療を受けた者に助成すべき額の限度において、その者が当該医療について当該契約医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該契約医療機関等に支払うことができる。</p>

改 正 案	現 行
あつた日の前日までの間に療養を受けたとき、又は市長が特別の理由があると認めるとときは、対象者等に支払うことによりこの条例による医療費の助成を行うことができる。	4 (略) (助成の申請等)
第4条 この条例による医療費の助成を受けようとする者は、規則で定めることにより、市長に申請しなければならない。	4 (略) (医療費等の申請)
2 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、対象者に該当するかどうかを審査し、対象者に該当することを確認したときは、医療証を交付するものとする。	第4条 ひとり親家庭医療費の助成を受けようとする者は、その法定代理人は、規則で定められた手続に従い、あらかじめ市長に申請しなければならない。 2 市長は、前項の申請に基づいて、ひとり親家庭医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、申請者に対し規則で定める医療証又は医療券(以下「医療証等」という。)を交付するものとする。 (助成の開始)
2 申請者_____が、災害その他やむを得ない理由により、前條第1項の規定による申請をすることができるなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、ひとり親家庭医療費の助成は、前項の	第5条 ひとり親家庭医療費の助成は、前條第1項の規定による申請のあつた日の初日から開始する。 その助成の適用については、前條第1項の規定による申請のあつた日の属する月の初日を限度として、配偶者と離別した日若しくは死別した日又は扶養義務者と生計を同じくしたくなつた日に遡及することができる。 2 申請者_____が、災害その他やむを得ない理由により、前條第1項の規定による申請をすることができるなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、ひとり親家庭医療費の助成は、前條第1項の規定による申請のあつた日の初日から開始する。

改正案	現行
<p>規定にかかわらず、その理由により申請をすることができない日が属する日の初日から適用する。</p> <p>(医療証の提示)</p> <p>第6条 医療証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、第3条第3項の規定の適用を受けようとするときは、大阪府の区域内に所在する医療機関等に医療証を提示しなければならない。</p> <p>(損害賠償との調整)</p> <p>第7条 市長は、受給者_____が疾病又は負傷についての損害賠償金を受けたときは、その額の限度において、ひとり親家庭医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成したひとり親家庭医療費の額に相当する金額を返還させることができる。</p> <p>(不正利得の返還等)</p> <p>第8条 市長は、次のいずれかに該当する者があるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還又は支払を請求することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 偽りその他不正の手段により助成を受けた者 (2) 次条の規定に違反した者 (3) ひとり親家庭医療費の助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した者 <p>(届出の義務)</p>	<p>規定にかかわらず、その理由により申請をすることができない日が属する日の初日から開始する。</p> <p>(医療証等の提示)</p> <p>第6条 医療証等の交付を受けた者(以下「受給者」という。)又はその法定代理人は、第3条第1項の規定の適用を受けようとするときは、契約医療機関等に医療証等を提示しなければならない。</p> <p>(損害賠償との調整)</p> <p>第7条 市長は、受給者又はその法定代理人が疾病又は負傷についての損害賠償金を受けたときは、その額の限度において、ひとり親家庭医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成したひとり親家庭医療費の額に相当する金額を返還させることができる。</p> <p>(不正利得の返還)</p> <p>第8条 市長は、偽りその他不正の手段によりひとり親家庭医療費の助成を受けた者に対しては、その者から、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができるものとする。</p>

改正案	現行
第 10 条 受給者_____は、規則で定めるところにより、居住地、氏名その他規則で定める事項に変更があつたときは、市長に届け出なければならない。 2 (略) (事実の調査)	第 10 条 受給者又はその法定代理人は、規則で定めるところにより、居住地、氏名その他規則で定める事項に変更があつたときは、市長に届け出なければならない。 2 (略)
第 11 条 市長は、第 4 条第 1 項の規定による申請の審査を行うため必要があるときは、当該申請をした者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができることとする。 (報告等)	第 11 条 市長は、第 4 条第 1 項の規定による申請の審査を行うため必要があるときは、受給者に対し、必要な事項の報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は受給者その他の関係者に対し、質問をし、若しくは診断書の提出を求めることができる。
	(助成の制限)
	第 13 条 市長は、受給者が正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。 (委任) 第 14 条 (略)

3 寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例（第3条関係）

No.17

改 正 案	現 行
(助成の範囲)	(助成の範囲) <p>第4条 寝屋川市は、子どもの疾病又は負傷について次の各号のいすれかに該当する場合における医療費（健康保険に係る療養に要する費用の額の算定方法（法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合にあつては、その算定方法）により算定された額を超える場合にあつては、において同じ。）のうち、国民健康保険法により被保険者又は社会保険各法による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。）が負担すべき額（社会保険各法による被保険者、組合員又は加入者に対し当該医療費に係る付加給付が行われるときにあつては、その額を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。ただし、子どもがその疾病又は負傷について<u>寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例</u>（昭和48年寝屋川市条例第44号）による医療費の助成（以下「障害者医療費の助成」という。）又は<u>寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例</u>（昭和55年寝屋川市条例第21号）による医療費の助成<u>を受ける場合にあつては、食事の提供たる療養（病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護と併せて行うものに限る。以下</u></p>

改 正 案	現 行
<p>「食事療養」という。)を受ける場合における当該食事療養に係る健康保険法(大正11年法律第70号)第85条第2項に規定する標準負担額(以下「標準負担額」という。)に限り助成する。</p> <p>(1) 子どもが国民健康保険法による療養の給付、入院時食事療養費の支給、保険外併用療養費の支給、療養費の支給又は訪問看護療養費の支給又は特別療養費の支給(精神病床への入院に係る給付を除く。)を受けたとき。</p> <p>(2) 社会保険各法により被保険者、組合員又は加入者が子どもに係る家族療養費の支給又は特別療養費の支給又は特別療養費の支給(精神病床への入院に係る給付を除く。)を受けたとき。</p> <p>2 寝屋川市重度障害者医療費の助成又はひとり親家庭医療費の交付を受けている子ども又は寝屋川市ひとり親家庭医療費の助成による医療証の交付を受けている子どもを監護する対象者に対する医療費の助成は、標準負担額に限り助成を行い、前項本文の規定による子ども医療費の助成は、行わない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、当該疾病又は負傷について、他の法令により国又は地方公共団体の負担において医療に関する給付を受けることができるときは、その限度において、子ども医療費の助成は、行わない。</p>	<p>「食事療養」という。)を受けた場合における当該食事療養に係る健康保険法(大正11年法律第70号)第85条第2項に規定する標準負担額(以下「標準負担額」という。)に限り助成する。</p> <p>(1) 子どもが国民健康保険法による療養の給付、入院時食事療養費の支給、保険外併用療養費の支給、療養費の支給又は特別療養費(指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときの特別療養費を除く。以下同じ。)の支給を受けたとき。</p> <p>(2) 社会保険各法により被保険者、組合員又は加入者が子どもに係る家族療養費の支給又は特別療養費の支給</p> <p>2 障害者医療費の助成又はひとり親家庭医療費の助成を受けたとき。</p> <p>2 障害者医療費の助成又はひとり親家庭医療費の助成を受けたことができる</p> <p>2 障害者医療費の助成又はひとり親家庭医療費の助成を受けたことができる</p> <p>2 障害者医療費の助成又はひとり親家庭医療費の助成を受けたことができる</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、当該疾病又は負傷について、他の法令により国又は地方公共団体の負担において医療に関する給付が行われるときは、その限度において、子ども医療費の助成は、行わない。</p>

改 正 案	現 行
(医療証及び子ども医療費の助成の申請)	(医療証及び子ども医療費の助成の申請)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 前項の医療証の交付を受けた者（以下「資格者」という。）は、大阪府の区域内に所在する健康保険法（大正11年法律第70号）、第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）において子どもに係る療養を受けようとするときは、当該医療機関等に医療証を提示しなければならない。	2 前項の医療証の交付を受けた者（以下「資格者」という。）は、市長と契約を締結した病院、診療所、薬局その他の療養機関（以下「契約療養機関」という。）において子どもに係る療養を受けようとすることは、当該契約療養機関に医療証を提示しなければならない。
3 (略)	3 (略)
(子ども医療費の助成の方法)	(子ども医療費の助成の方法)
第6条 第4条第1項本文の規定による子ども医療費の助成は、助成する額を医療機関等に支払うことにより行う。ただし、市長が特別の理由があると認めると認めるときは、資格者に支払うことにより子ども医療費の助成を行うことができる。	第6条 第4条第1項本文の規定による子ども医療費の助成は、助成する額を契約療養機関に支払うことにより行う。ただし、市長が特別の理由があると認めると認めるときは、資格者に支払うことにより子ども医療費の助成を行うことができる。
2 (略)	2 (略)
(不正利得の返還等)	(助成額の返還)
第8条 市長は、次のいづれかに該当する者があるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還又は支払を請求することができる。	第8条 偽りその他不正の行為により子ども医療費の助成を受けた者があるときは、市長は、その者から当該子ども医療費の助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。
(1) 偽りその他不正の手段により助成を受けた者	(1) 偽りその他不正の手段により助成を受けた者
(2) 次条の規定に違反した者	(2) 次条の規定に違反した者
(3) 子ども医療費の助成を受けて取得した薬剤等を助成の	(3) 子ども医療費の助成を受けて取得した薬剤等を助成の

改 正 案	現 行
目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した者 (譲渡等の禁止)	(譲渡等の禁止) 第 9 条 (略)
(事実の調査)	
第 10 条 市長は、第 5 条第 1 項又は第 3 項の規定による申請の審査を行うたま必要があるときは、当該申請をした者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。 (報告等)	第 9 条 (略)
第 11 条 市長は、子ども医療費の助成に当たり必要があると認めるとときは、資格者又は第 6 条第 2 項の規定による決定を受けた者(以下「資格者等」という。)に対し、必要な事項の報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は資格者等その他の関係者に対し、質問をし、若しくは診断書の提出を求めることができる。 (助成の制限)	
第 12 条 市長は、資格者等が正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。 (委任)	(委任) 第 10 条 (略)
第 13 条 (略)	

(寝屋川市老人医療費の助成に関する条例の廃止)

第4条 寝屋川市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年寝屋川市条例第37号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の規定は、平成33年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 (1) 改正前身体障害者等医療費助成条例 第1条の規定による改正前の寝屋川市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例をいう。

(2) 改正後重度障害者医療費助成条例 第1条の規定による改正後の寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例をいう。

(3) 改正前ひとり親家庭医療費助成条例 第2条の規定による改正前の寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例をいう。

(4) 改正後ひとり親家庭医療費助成条例 第2条の規定による改正後の寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例をいう。

(5) 改正前子ども医療費助成条例 第3条の規定による改正前の寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例をいう。

(6) 改正後子ども医療費助成条例 第3条の規定による改正後の寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例をいう。

(7) 廃止前老人医療費助成条例 第4条の規定による廃止前の寝屋川市老人医療費の助成に関する条例をいう。

(8) 施行日 この条例の施行の日をいう。

(寝屋川市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 改正後重度障害者医療費助成条例の規定は、次項に定めるものを除き、施行日以後に行われた、改正後重度障害者医療費助成条例による医療証の交付を受けている者に対する保険給付に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた、改正前身体障害者等医療費助成条例による医療証の交付を受けていた者に対する保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現に次条の規定により改正後重度障害者医療費助成条例第6条に規定する医療証とみなされる医療証の

交付を受けている者その他規則で定める者であつて、施行日以後において引き続き改正後重度障害者医療費助成条例による医療費の交付を受けたものに関する改正後重度障害者医療費助成条例第3条第1項の規定の適用については、平成33年3月31日までの間は、同項中「若しくは精神病床への入院に係る給付」とあるのは、「又は生活療養に係る給付」とする。

第4条 改正前身体障害者等医療費助成条例第6条の規定により交付された医療証は、その有効期間が満了するまでの間に限り、改正後重度障害者医療費助成条例第6条の規定により交付された医療証とみなす。

(対応川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 改正後ひとり親家庭医療費助成条例の規定は、次項に定めるものを除き、施行日以後に行われた保険給付に係る医療費の助成による医療費の交付を受けている者その他規則で定める者で助成について適用し、施行日前に行われた保険給付に係る医療費の助成による医療費の交付を受けている者その他の規則で定める者で

2 この条例の施行の際現に改正前ひとり親家庭医療費助成条例による医療証の交付を受けたものに関する改正後ひとり親家庭医療費助成条例第3条第1号の規定の適用については、平成33年3月31日までの間は、同号中「若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付」とあるのは、「又は生活療養に係る給付」とする。

(対応川市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 改正後子ども医療費助成条例の規定は、次項に定めるものを除き、施行日以後に行われた保険給付に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた保険給付に係る医療費の助成による医療費の交付を受けている者その他の規則で定める者で

2 この条例の施行の際現に改正前子ども医療費助成条例による医療証の交付を受けたものに関する改正後子ども医療費助成条例第4条第1号及び第2号の規定の適用については、平成33年3月31日までの間は、同号中「支給（精神病床への入院に係る給付を除く。）」とあるのは、「支給」とする。

(対応川市老人医療費の助成に関する条例の廃止に伴う経過措置)

第7条 次に掲げる者については、廃止前老人医療費助成条例の規定は、平成33年3月31日までの間に限り、なおその労力を有する。この場合において、廃止前老人医療費助成条例第3条第2項の規定中「特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）及び家族療養費」と、

「規則で定める一部自己負担額」とあるのは、「寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和 48 年寝屋川市条例第 44 号）第 3 条第 1 項に規定する規則で定める一部自己負担額」とする。

- (1) 施行日の前日による医療証による医療費助成条例による医療証の交付を受けた者
- (2) 施行日の前日における大阪府の他の市町村において、廃止前老人医療費助成条例に相当する当該他の市町村の条例の規定により、前項に規定する医療証による医療証の交付を受けた者

2 前項の規定は、改正後重度障害者医療費助成条例による医療証の交付を受けた者又は改正後ひとり親家庭医療費助成条例による医療証の交付を受けた者については、適用しない。

（寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第 8 条 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年寝屋川市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長の項事務の欄(1)中「寝屋川市老人医療の助成に関する条例」を「寝屋川市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例（平成 29 年寝屋川市条例第 1 号）附則第 7 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第 4 条の規定による廃止前の寝屋川市老人医療費の助成に関する条例」に改め、同表市長の項事務の欄(2)中「寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例」を「寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例」に改める。

別表第 2 市長 (1) の項中「寝屋川市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例」を「寝屋川市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する等の条例附則第 7 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第 4 条の規定による廃止前の寝屋川市老人医療費の助成に関する条例」に改め、同表市長 (1) の項中「寝屋川市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例」を「寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例」に改める。

（寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第 9 条 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

(1) 削除

別表第 2 市長 (1) の項を次のように改める。

(2) 削除

寝屋川市立斎場条例の一部改正

1 改正理由

「改葬に係る死体等」に係る火葬炉の使用料について定めるため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 使用料（別表関係）

「改葬に係る死体又は遺骨」に係る火葬炉の使用料を、1体につき、市内の場合には10,000円、市外の場合には30,000円とする。

(2) 附則

ア 施行期日 平成29年10月1日

イ 経過措置

改正後の規定は、この条例の施行の日以後における斎場の使用に係る使用料について適用する。

寝屋川市立斎場条例

No.1

改正案		別表(第6条関係)		現行	
		(単位 円)		(単位 円)	
区分		区分		単位	
火葬炉	大人～死産児	(略)	(略)	火葬炉	大人～死産児
改葬に係る死体 又は遺骨	1体	10,000	30,000		(略)
人体の一部・動 物の死体	(略)	(略)	(略)	人体の一部・動 物の死体	(略)
靈安室	(略)	(略)	(略)	靈安室	(略)

(備考) (略)

1 「市内」とは、次の各号のいづれかに該当する場合をいう。

(1) (略)

(2) 斎場の使用的許可を受ける者が、寝屋川市が備える住民基本台帳に記録されている者であり、かつ、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条第1項の火葬又は改葬の許可を受けた者である場合

(3)・(4) (略)

2～5 (略)

附 則

(施行期日)

別表(第6条関係)

火葬炉 大人～死産児 (略) (略)

市内 市外

市内 市外

市内 市外

(備考) (略)

1 「市内」とは、次の各号のいづれかに該当する場合をいう。

(1) (略)

(2) 斎場の使用的許可を受ける者が、寝屋川市が備える住民基本台帳に記録されている者であり、かつ、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条第1項の火葬又は改葬の許可を受けた者である場合

(3)・(4) (略)

2～5 (略)

改正案	現行
1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。 (経過措置)	
2 この条例による改正後の複屋川市立斎場条例別表の規定 は、この条例の施行の日以後における斎場の使用に係る使用 料について適用する。	

寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定

1 制定理由

公の施設に係る指定管理者の指定の手續等について、指定管理者制度を導入する全ての施設に通ずる事項を統一的に定めるため、本条例を制定する。

〔あわせて、それぞれの「公の施設(指定管理者制度を導入している公の施設)の設置・管理に関する条例」に関し、規定の整備を行う。〕

2 主な制定内容

(1) 指定管理者の公募(第2条関係)

指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、(4)の場合を除き、規則で定めるところにより、公募するものとする。

(2) 欠格条項(第4条関係)

「市長又は議会の議員が役員等となっている団体」、「暴力団又はその役員等のうちに暴力団員若しくは暴力団密接関係者がある団体」などは、指定管理者となることができないこととする。

(3) 指定管理者の候補者の選定(第5条関係)

指定管理者の指定の申請があったときは、「市民の平等な利用が確保されること」、「当該公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できること」、「管理の業務を適正かつ確実に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有すること」など、所定の基準に照らして審査を行い、指定管理者の候補者を選定するものとする。

また、選定に当たっては、あらかじめ、指定管理者選定委員会の意見を聞くものとする。

(4) 指定管理者の候補者の選定の特例(第6条関係)

当該公の施設に関し、その設置の目的、管理における経緯等を踏まえ、別

に条例で定める団体に管理を行わせることにより、当該公の施設の設置の目的に適合する活動の促進その他一定の行政目的の実現が図られ、当該公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できると認める場合その他規則で定める相当の事由があると認める場合においては、(1)による公募をしないで、指定管理者の候補者を選定できることとする。

なお、選定をしようとするときは、当該団体に所定の書類の提出を求め、(3)の基準に照らして審査を行うものとする。

(5) 指定管理者の指定の手続等（第3条、第7条～第14条関係）

現在、それぞれの「公の施設（指定管理者制度を導入している公の施設）の設置・管理に関する条例」で定めている、「指定管理者の指定の申請」、「指定管理者の指定」、「事業報告書の提出」、「業務報告の求め等」、「指定の取消し等」、「原状回復義務」、「損害賠償」及び「秘密保持義務」並びに「協定の締結」について、通則として定めることとする。

(6) 委任（第16条関係）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定めることとする。

(7) 附則

ア 施行期日 公布の日

イ 関係条例の一部改正（附則第3項～附則第17項）

それぞれの「公の施設（指定管理者制度を導入している公の施設）の設置・管理に関する条例」（全ての条例（15条例））に関し、それぞれの条例ごとに、次のように規定の整備を行う。

（ア） 全ての条例において、指定管理者の指定の手続等（(5)の通則として定める事項）についての規定を削る。

（イ） 現に公募をしないで特定の団体を指定管理者に指定している公の施設〔都市公園、コミュニティセンター、公園墓地、有料自転車駐車場、市民活動センター、療育・自立センター、有料自動車駐車場〕について、当該条例において、(4)に基づき、当該団体を指定管理者の候補者として選定するものとする旨を定める。

寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定 委員会に関する条例の制定

1 制定理由

指定管理者選定委員会の設置等について統一的に定めるため、本条例を制定する。

2 主な制定内容

(1) 設置（第2条、別表関係）

市長又は教育委員会の附属機関として、次の表に定めるところにより、指定管理者選定委員会を置く。

執行機関	附属機関	担任事務
市長	寝屋川市立市民会館指定管理者選定委員会	指定管理者の候補者の選定についての調査審議に関する事務
	寝屋川市立高齢者福祉センター指定管理者選定委員会	
教育委員会	寝屋川市立エスポアール指定管理者選定委員会	指定管理者の候補者の選定についての調査審議に関する事務
	寝屋川市野外活動センター指定管理者選定委員会	
	寝屋川市立市民体育館指定管理者選定委員会	
	寝屋川市立公民館指定管理者選定委員会	
	寝屋川市立地域交流センター指定管理者選定委員会	
	寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会	

(2) 委任（第3条関係）

指定管理者選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

(3) 附則

施行期日 寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行の日

財産の取得

取得する財産 災害時用備蓄品

1 入札参加者等

(単位: 円)

	入札参加者	入札額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)	摘要	落札額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
(1)	凸版印刷株式会社 西日本事業本部 関西情報コミュニケーション事業部	辞退		
(2)	株式会社ミヨシ	54,422,253	落札	54,422,253

2 経過

平成 29 年 6 月 2 日	制限付一般競争入札の公告
平成 29 年 6 月 19 日 ↓ 平成 29 年 6 月 29 日	入札参加資格審査申請書提出期間
平成 29 年 7 月 3 日 ↓ 平成 29 年 7 月 12 日	入札
平成 29 年 7 月 13 日	開札
平成 29 年 7 月 18 日	仮契約の締結

災害時用備蓄品内訳

品 名	数 量
アルファ化米 (炊き出し用)	31,200食
アルファ化米 (アレルギー対応品)	15,550食
高齢者食(かゆ) (アレルギー対応品)	4,050食
乾パン	4,200食
保存用パン	15,700食
インスタント麺(ラーメン)	3,950食
インスタント麺(うどん)	3,250食
哺乳瓶	180本
粉ミルク	202缶
粉ミルク (アレルギー対応品)	36缶
生理用品	13,005枚
子供用紙おむつ	302パック
大人用紙おむつ	122パック
スチール製組立式簡易トイレ	390個
簡単トイレ袋セット	411セット
災害対策用フリース毛布	2,280枚
イオン歯ブラシ	3,950本
エアーマット	780枚
災害対策用毛布リパック	11,900枚

平成 28 年度寝屋川市水道事業利益剰余金 の処分

1 理由

平成 28 年度寝屋川市水道事業未処分利益剰余金 2,574,232,256 円のうち、建設改良積立金の取崩しにより生じた 100,000,000 円を資本金に組み入れる。

2 内容

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	5,096,643,449	17,054,749	2,574,232,256
議会の議決による処分額	100,000,000	0	△100,000,000
資本金への組入れ	100,000,000	0	△100,000,000
処分後残高	5,196,643,449	17,054,749	(繰越利益剰余金) 2,474,232,256

3 根拠法令

地方公営企業法第 32 条第 2 項

(議案第 79 号関係)

平成 28 年度寝屋川市下水道事業利益剰余 金の処分

1 理由

平成 28 年度寝屋川市下水道事業未処分利益剰余金 489,383,672 円のうち 339,383,672 円を減債積立金に積み立てる。

2 内容

(単位 : 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	10,116,575,727	262,608,975	489,383,672
議会の議決による処分額	0	0	△339,383,672
減債積立金 の積立	0	0	△339,383,672
処分後残高	10,116,575,727	262,608,975	(繰越利益剰余金) 150,000,000

3 根拠法令

地方公営企業法第 32 条第 2 項